

# 2010年 5月号 (トピックス)

・5月になると個人の道府県民税・市町村民税の特別徴収税額の通知がきます。従業員から徴収する住民税の額が代わる可能性がありますので、必ずご確認の上、6月給与からの天引き額を変更願います。

・中小企業倒産防止共済制度が充実します！今時点では適用時期は未定ですが、法的手続によらずに、債権者と債務者との協議により倒産処理を図る私的整理でも共済金の貸付が可能となったり、貸付の最高限度額が8,000万円に引き上げられます。詳しい内容につきましては、別途相談願います。

## 竹内総合会計事務所 通信

### 【本の紹介】

今月は【イライラ解消！ワード即効ワザ99】(著者:吉村 弘)という本を紹介します。この本では意外に知られていない便利な機能やすぐに使えるワザが説明されています。その中から一部を紹介します。

今日の日付を入れるには・・・[平成]と打ち込んで[Enter]を2回押す  
少しずつ文字を大きくするには・・・大きくしたい文字列を選択して、[Ctrl]+ ]キー  
逆に文字を小さくするには・・・小さくしたい文字列を選択して、[Ctrl]+ [キー  
改ページするには・・・[Ctrl]+[Enter]

段落内で改行するには・・・[Shift]+[Enter]  
文書を上書き保存するには・・・[Ctrl]+[S]

また複数の文書を開いている時、[Shift]を押しながら[ファイル]メニューを開くと、ふだんは現れない【すべて保存】や【すべて閉じる】が表示されます。

そこで、複数の文書をまとめて保存するには・・・[Alt]を押して離してから[Shift]+[F]+[L]  
複数の文書をすべて終了するには・・・[Alt]+[F]+[X]

ワードを使う際に、一度使って頂けたら幸いです。(太田)

### 【未払い残業代の請求】

「サラ金に払いすぎたお金を取り戻すチャンスです」という広告を電車やTVで見られた方は多いと思います。この過払い金の請求がひと段落した今、「未払い残業代の請求」がターゲットにされてきつつあります。残業代は時間外労働に対する対価ですので、社員に残業をさせた場合は払わなければなりません。その前に経営者としては、会社で決めた所定労働時間と法定労働時間についての理解が必要です。例えば始業9時終業17時で1時間休憩、完全週休2日と取り決めをした会社の場合は、17時を過ぎたら残業が発生します。しかし17時から1時間の残業は割増(25%)は付けなくてもいいのです。これは1日の法定労働時間が8時間のため、それ以内だと通常の1時間の賃金を払えばいいことになる

みなさまの経営のお役に立つ情報を発信します！



ためです。また土曜日に出勤をさせた場合は、休日の割増(35%)は必要ありません。この場合は法定労働時間の40時間(一部44時間)を超えた分については割増で、それ以内は通常の1時間の賃金を払います。つまり所定と法定労働時間から、残業代と割増の計算をすることになります。

残業代対策として、貴社の労働形態により、変形労働時間制やみなし労働時間制を用いた賃金制度に改正していくのも一案です。少しややこしいですので、気になる方はご相談下さい。専門の社労士の先生の紹介もいたします。

ちなみに、未払い残業代の請求は2年が時効です。(衣川)

### 所員紹介(山崎 祐 編)

好きなスポーツ;サッカー 誕生日;7月15日  
特技;ペン回し(オリジナル技あり)  
好きな映画;「ブレイブハート」「プレデター」